

は衆議院が解散されたことにより議長又は副議長である国會議員の退職があつた場合において秘書参事(各議院事務局の議長又は副議長の秘书事務をつかさどる参考をいう。以下同じ。)を退職し、当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者の新法の給料額について準用する。

旧法の給料月額等の額（当該再び議員秘書となつた日に新法別表第一の適用を受ける議員秘書となつた者にあつては旧法の規定により秘書官六号俸相当額を受ける議員秘書として受ける旧法の給料月額等の額とし、同日に新法別表第一の適用を受ける議員秘書となつた者にあつては旧法の規定により秘書官三号俸相当額を受ける議員秘書として受ける旧法の給料月額等の額とし

(健康保険法の特例)

任期満限等の日の属する月の翌月末日までに納付するものとする。

8

したときは、当該継続秘書被保険者について厚生年金保険の被保険者の資格を喪失せず、当該任期内満限等の日の翌日から再び議員秘書となつた日の前日までの間引き続き厚生年金保険の被保険者であったものとみなして、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）その他厚生年金保険又は国民年金に関する法令の規定を適用する。この場合においては、当該厚生年金保険料相当額が納付されたことをもって、当該保険書被保険者に係る当該任期満限等の日の届出する月分の厚生年金保険の保険料が納付されたものとみなす。

（前二項に定めるもののほか、継続秘書被保険者に係る厚生年金保険の保険給付の支給その他のこれら規定の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。）

（通薦手業の特例）

議員秘書の通勤手当については、當分の間、第一項第一号に掲げる「箇月当たりの通勤手当の額」とと同様に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百四十一号）による改正前の「一般職給与法第二条第一項第一号に掲げる通勤手当の月額」とする。

員秘書であつて引き続き在職するものについ
て、その在職中に国会議員の任期が満限に達
し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘
書を退職し、当該任期満限等の日から起算して
四十日以内に再び議員秘書となつた者、附則第
七項から附則第九項までに規定する議員秘書で
あって引き続き在職するものについて、当該議
員秘書を退職し、引き続いて秘書参事等とな
り、当該秘書参事等を退職し、引き続いて再び
議員秘書となつた者及び附則第七項から附則第
九項までに規定する議員秘書であつて引き続き
在職するものについて、当該議員秘書を退職
し、引き続いて秘書参事等となり、その在職中
に国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が
解散されたことにより議長又は副議長である国
会議員の退職があつた場合において秘書参事を
退職し、当該任期満限等の日から起算して四十
日以内に再び議員秘書となつた者の当該再び議
員秘書になつた日における新法の給料月額が
施行日の前日にその者が受けっていたこととする

解散されたことにより議長又は副議長である議員の退職があつた場合において秘書参考事務を退職し、当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた場合における当該議員秘書を退職した日から再び議員秘書となつた日までの間は、前二項の規定の適用については、引き続き議員秘書として在職していたものとみなす。

(給料月額の特例)

一般職公務員に一般職給与法第十一条の三に規定する地域手当が支給される間は、新法第三条第一項中「別表第一による額」とあるのは、「別表第一」による額とその額に百分の二十を乗じて得た額との合計額」と、「別表第二による額」とあるのは、「別表第二」による額とその額に百分の二十を乗じて得た額との合計額」と、同様第二項中「別表第一による額」とあるのは、「別表第一」による額とその額に百分の二十を乗じて得た額との合計額」とする。

13 (給料月額の特例)

18

(厚生年金保険法の特例等)
衆議院又は参議院は、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘書を退職し厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、当該任期満限等の日の属する月又はその翌月に再び議員秘書となつたことにより当該任期満限等の日の翌日以降初めて厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の計算について、新法第十四条第二項後段の規定により当該任期満限等の日の翌日以降も引き続き在職したものとのみなされることとなるもの（以下「継

るの、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第二百四十一号)による改正前の一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる通勤手当の月額」とする。(平成二十一年六月に受ける勤勉手当に関する特例措置)

平成二十一年六月に受ける勤勉手当に関する特例措置

第十五条第一項各号の規定の適用については、同項第一号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、同項第二号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十六」と、同項第三号中

22
平成二一

「一般職の職員の給与に関する法律等改正する法律（平成十五年法律第二百四十二号）による改正前の一般職給与法第十二条（勤勉手当の月額）とす

